

名張市戸籍・住民異動関係窓口業務等委託
プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和7年10月15日

名張市長 北川 裕之

1. 業務概要

(1) 業務の目的

戸籍又は住民基本台帳に係る証明書の発行並びに戸籍又は住民基本台帳に係る異動届など市民部戸籍・住民登録室が所管する窓口業務等について、人事異動に左右されることなく、窓口業務の専門化や柔軟な人員配置により、待ち時間の短縮や質の高いサービスを提供するとともに、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用し業務の効率化やコスト削減による業務運営を行うことを目的とします。

(2) 業務名

名張市戸籍・住民異動関係窓口業務等委託

(3) 業種

公共サービス業務

(4) 業務場所

名張市鴻之台1番町1番地（名張市役所 戸籍・住民登録室）

(5) 業務内容

戸籍・住民異動関係窓口業務等

※詳しくは「名張市戸籍・住民異動関係窓口業務等委託仕様書」のとおり。

(6) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

なお、契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とし、準備に要する費用は、受託事業者の負担とします。

(7) 見積上限額

（金額は消費税及び地方消費税を含まない）

業 務 内 容	見 積 上 限 額
戸籍・住民異動関係窓口業務等	109,090,000 円

見積金額（契約希望価格）は、上限額を超えない金額としてください。

2. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、募集開始日から引き続き、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 名張市入札参加資格者名簿に「公共サービス業務」を入札参加希望業種として登録

していること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 戸籍事務及び住民基本台帳事務に係る窓口業務の契約履行実績があること。（ただし、契約締結日が令和3年4月1日以降であり、窓口業務の履行が完了した期間が2年間以上あるものに限る。）

3. スケジュール

第1回プロポーザル選定委員会	令和7年10月2日（木）
募集要領の公表・質問書の受付開始	令和7年10月15日（水）
質問書の受付期限	令和7年10月21日（火）午後3時まで
質問書への回答期限	令和7年10月28日（火）
参加申込書の提出期限	令和7年10月31日（金）午後3時必着
参加資格確認結果の通知	令和7年11月5日（水）
提案書の提出期限	令和7年11月17日（月）午後3時必着
プレゼンテーションと審査	令和7年11月26日（水）
審査結果の通知・公表	令和7年12月3日（水）
契約締結	令和7年12月下旬（予定）
業務開始	令和8年4月1日（水）

4. 質問及び回答

委託業務の内容又は提出書類に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付

受付期間：募集開始日から令和7年10月21日（火）午後3時まで

提出方法：質問書（様式4）に記載し、電子メールにて送信するとともに、送信した旨を電話で連絡してください。

※ 他の方法による質問は受け付けません。

電話番号・・・0595-63-7440

メール送信先・・・koseki@city.nabari.lg.jp

(2) 質問に対する回答

令和7年10月28日（火）までに、随時、市ホームページに掲載します。

5. 参加申込み等について

参加申込書等については期限までに提出してください。

様式の指定があるものは、市ホームページより様式をダウンロードしてください。

(1) 参加申込書の提出について

(様式1)により記載し、1部作成して提出してください。

①提出期限：令和7年10月31日（金）午後3時必着

②提出方法：持参又は郵送（特定記録など記録が残る方法に限る。）

③提出先及び担当部署：

名張市役所 市民部 戸籍・住民登録室

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

電話番号・・・0595-63-7440

FAX番号・・・0595-64-2560

メールアドレス・・・koseki@city.nabari.lg.jp

(2) 参加資格確認結果の通知

①結果通知：令和7年11月5日（水）

②通知方法：参加申請書に記載のメールアドレスあてに電子メールにより参加資格確認結果を送信するとともに、提案書等の提出依頼を行います。

(3) 提案書について

下表により審査項目ごとに順に記載して表紙を付し、正本1部、副本7部を作成してください。表紙には法人名称を記載してください。

◆ 正本 … 見積書は押印のある原本

◆ 副本 … 見積書は押印なし又は複写

審査項目		提案書の記載事項	書類の様式
ア	信用状況	・所在地、事業概要、組織図、社歴（平成元年以降において、法令に基づく指導、是正勧告、措置命令、営業停止処分を受けたことの有無）	任意様式
		・過去3年間分の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）	—
イ	業務受託実績	・市区町村から受託した戸籍事務又は住民基本台帳事務を含む窓口業務に関する契約実績	様式2
ウ	個人情報保護対策	（審査基準参照）	任意様式
エ	業務従事者の採用方針及び雇用形態	（審査基準参照）	任意様式
オ	発注者との連絡調整体制、現場の指揮命令系統	（審査基準参照）	任意様式
カ	業務従事者の配置管理	（審査基準参照）	任意様式

キ	リスクマネジメント	(審査基準参照)	任意様式
ク	業務従事者への研修体制	(審査基準参照)	任意様式
ケ	・サービス向上・業務効率化の取組 ・次期事業者との事務引継ぎ	(審査基準参照)	任意様式
コ	見積金額	総額及び内訳を記載	様式3 (積算内訳は任意様式)

(4) 提案書の提出について

- ①提出期限：令和7年11月17日（月）午後3時必着
- ②提出方法：持参又は郵送（特定記録など記録が残る方法に限る。）
- ③提出先及び担当部署：

名張市役所 市民部 戸籍・住民登録室
〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地
電話番号・・・0595-63-7440
FAX番号・・・0595-64-2560
メールアドレス・・・koseki@city.nabari.lg.jp

6. 提案書の審査

提案書の審査は、提案書に関するプレゼンテーションを受けたのち、別紙「名張市戸籍・住民登録室窓口業務等委託プロポーザル審査基準」に基づき実施し、最高得点を獲得した提案者を受託候補者とし、次に高得点の提案者を次点者とします。

なお、審査の主体は、別に定める「名張市戸籍・住民登録室窓口業務等委託プロポーザル選定委員会」とします。

(1) プレゼンテーション実施日

令和7年11月26日（水）

※ 時刻及びプレゼンテーションの順番は、令和7年11月18日（火）までに電子メールにて通知します。

(2) プレゼンテーション要領

- ① プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とします。（プレゼンテーション実施日と合わせて通知します。）
- ② 時間配分は、提案書の説明を20分以内、質疑応答を30分以内とします。
- ③ 会場の都合上、出席者は5名以内としてください。
- ④ 必要な機材等は各自準備してください。

(3) 審査結果通知及び公表

審査結果は、全提案者に書面で通知するとともに市ホームページにて公表します。
審査結果の通知・公表日：令和7年12月3日（水）

7. 情報公開について

名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）に基づき公開します。

8. 契約について

(1) 契約内容、契約金額の確定

審査の結果、受託候補者として決定した法人と、契約金額を含め契約内容の詳細について協議・調整を行います。(提案書の内容は、契約内容としてすべてを承認するものではありません。また、提案書に記載した見積金額を超える価格での契約締結はできません。)

なお、前記6の審査にて決定した受託候補者と契約締結に至らなかったときは、次点者を新たな受託候補者として、契約締結に向けた協議・調整を行います。

(2) 契約保証金

提案書の採用者は、名張市契約規則(平成11年規則第20号)第35条に基づき、契約締結時に契約保証金を納付していただく必要があります。

※ただし、免除規定に該当する場合は、必要書類を添付し、申請してください。

詳しくは、市ホームページ掲載の「契約履行実績による契約保証金の免除について」をご覧ください。

9. 提出書類を無効とする場合

次の各項目のいずれかに該当したときは、提出のあった参加申込書又は提案書は無効とします。

(1) 「参加資格要件」に定める要件を満たしていないとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 募集要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があったとき。

(4) 提出すべき書類に不足があったとき又は押印を要する書類について押印がなかったとき。

(5) 参加申込書又は提案書に記載すべき項目が記載されていないとき。

(6) 定刻までにプレゼンテーションを開始しなかったとき。

ただし、公共交通機関の事故等、当該法人の責によらないと選定委員会が認めた場合を除く。

(7) 見積書に記載された金額が見積上限額を超えていたとき。

(8) 名張市職員又は他のプロポーザル参加者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。

(9) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明したとき。

10. その他

(1) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションの実施その他プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(2) 提案書の著作権は製作者に帰属しますが、審査の実施のために使用する場合に限り、無断、無償で複製を作成する場合があります。

(3) 参加申込書及び提案書について、提出期限後の書類差し替え、追加及び再提出は認めません。

(4) 受け付けた書類は返却しません。

(5) 参加申込書及び提案書は、「名張市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

法人に関する情報（いわゆる企業秘密）に該当する事項が記載されているときは、当該箇所が分かるように表記してください。企業秘密である旨が判別できない事項は公開の対象とします。

- （６）参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退の意思を確認するため、辞退書を提出してください。メール可。（様式５）